

第七回 參議院通商產業委員會會議錄第二十二号

昭和十五年四月二十五日(火曜日)

本日の会議に付した事件 の報告

○特別執事復正臨時指置法案(内閣送付)

○狩猟用火薬使用手数料廃止に關する
付)

○証人喚問に関する件

○委員長(高橋啓君) これから委員会を開きます。

さしますが、その報告ができましたので、二の森委員長代理の謙田委員から

○蛭田逸郎君 それでは只今小委員長
が見えておりませんから、代理として

特別公害復旧臨時措置法案に関する
小委員会の審議の経過並びに結果につ
いて

去る三月二十七日の通産委員会において成立いたしまして、翌二十八日直ち

選を行い、小委員長に玉置吉之丞君を選定いたしました。本法案に關しまし

員会があつたので、常に衆議院との連絡を密接にして、やがてに衆議院にねら

ましては小委員会において各党一致の

第十一章 通商產業委員會會議第二十二号

卷之三

修正案が決定し、司令部に提出中でございましたので、本小委員会の審査で必然的にこの修正案に対する批判、検討が継続された次第でございます。法案審査参考のため衆議院小委員会の修正案の大要につき説明いたします。衆議院小委員会におきましては、各党から種々の意見が述べられ、幾度か政府案原案に対して修正が加えられた結果、最終的に各党一致を以て次のとおりとなりました。即ちその大要は先づ第一に復旧団に対する罰金は特別鉱害に關係ある企業体中、關係係炭鉱からはその炭鉱の出炭一トンについて二十円を超えない範囲において、又関係企業体中、鉱害に關係ない炭鉱からはその炭鉱の出炭一トンについて十円を超えない範囲において是害対策審議会の認證を経て、通常大臣の認可を得て、みずから復旧工事を履行することができる、この場合には当該特別鉱害に関する納付金は、免除せられる。但し認可せられた計画通り施工しなかつた場合は、取り消されることがある。次に公共事業鉱害復旧費の国費増額について、土木関係は国費負担率現行四分の一を二分の一に増額するところ努力することにしてあります。次に復旧団に対する寄付金について定めた額は、取り消されることがある。前項によつて地方公共団体の負担が輕められるから、この金額を復旧団に

付させることとし、同時に権利者その他の寄付金を受け得ることとして、これらの寄付金は家屋、墓地等の復旧事業費に優先的に充当することにしてあります。以上が修正案の骨子であります。が、これによつて集められる金額を見ますと、次の通りであります。鉱業権者三億六千十七万五千円、國庫補助四億八千百万円、府県五千三百十萬円、寄付一千七百万円、二十五年度に限り前年度繰越金五千万円、合計九億七千百一十七万五千円で、そのうち非公共事業に廻る分は二億七百六十九万九千円であります。昭和二十五回度は前年度繰越五千万円がありますから、非公共事業に廻る分は約二億円あります。が、昭和二十五年度以降はそれがなくなり一億五千万円程度になるわけになります。大体以上のような予算でござりますので、土木、水道の国庫補助率の変更が予定通り遂行しなかつた場合は、非公共事業復旧は相当困難な状態になるのは容易に想像が付きますので、その点を特に質すため翌日の二十九日、第二回小委員会を開き、安本建設交渉局長の答弁を求めたところ、国庫補助率を変更することは相当困難なことであるが、国会一致の意見で要望されれば行政官庁としてできないとは言えない。但しそれを実行する場合では、安本、大蔵、建設の三大臣の了解が必要である旨の答弁がありました。併しながらこの答弁によつても、その確実なる見通しについては現段階においては確認することができなかつたよ

うな次第でござります。
次いで三月三十一日第三回小委員会におきましては、衆議院小委員長神田博君を招喚、修正案について説明を求めましたところ、大体前述のような説明があり、司令部の了解が得られたらよろしく頼む旨の発言がありました。当小委員会としては衆議院の修正案の司令部との交渉経過を見ることとし暫く静観の態度をとつて来た次第です。その後二週間以上経過いたしましたが、衆議院小委員会の修正案に対する司令部の正式回答は得られず、事態をこのまま放任して置くことができず、四月十三日第四回小委員会を開き、再び神田小委員長を招喚し、その後の司令部との交渉経過を聽取したところ、神田小委員長は、本日午後三時から司令部の方に行くことになっているから明日まで待つて呉れとの申出があり、それを了承、翌十四日第五回小委員会を開き聽取しましたところ、且下司令部においては各セクションで種々の意見があり、司令部の正式な意思決定を通告する段階でない状態だつたので、特にこれが審査の促進を希望したところ、二、三日中に返事をするとの報告がありました。併しながらその状況は必ずしも早急に〇・Kが得られるとは思われない、ようでしたので、種々懇談いたしましたところ、鉄害撲殺をされた三委員、緑風会鎌田遠郎君、自由党広瀬与兵衛君、社会党島津君より修正案が提出されました。その内容について説明申上げます。復旧団に対する納

付金については特別鉱害に關係のある炭鉱からは、その炭鉱の出炭一トンについて二十円を超えない範囲内において、特別鉱害に關係のない炭鉱はその炭鉱の出炭一トンについて十円を超えない範囲内において、鉱害対策審議会の議を経て、通産大臣が定める金額を納付することとした。但し採掘した石炭が低品質、即ち発熱量四千五百カロリー以下、但し半部炭においては三千九百カロリー以下である場合は、復旧団に対する納付金の義務を免除することにした。以上がその内容でございますが、これによつて集められる金額を算定して見ますと、年間鉱業権者五億一千五百四十一万円、公共団体八千万円、国庫補助四億八千百万円、昭和二十五年度に限り前年度繰越金五千万円を加えれば、合計十一億二千六百五十分円集まることになり、このうち非公共事業に廻る分は一億三千七百八十一万円となります。昭和二十六年度以降は総計十億七千六百五十一万円となり、そのうち非公共に廻る分は一億八千七百八十一万円で、向う五ヶ年間の復旧はそうち無理がなく、最低限の非公共事業も遂行でき、政府が予定している年間十億、五ヶ年間五十億に対しては、十分これが実現ができるのであります。復旧団に対する納付金におきましても、法の根本精神である炭鉱業の相互扶助の精神も、非開係炭鉱は開係炭鉱の二分の一を納付させることがし、維持できるわけでございます。衆議院の修正案は一応根本的にこの精神

[1032]

が変更され、関係企業体に責任ありとするもので、この根本的修正に対しても種々論議されたのであります。これは意見の相違で一致に至らなかつた次第です。出張三議員のこの修正案は誠に妥当なものであると考えられます。が、今ここでこれを正式決定し衆議院と対立することは、衆議院小委員会が幾度となく修正した各党一致の案に対して又新たな見地から考慮せざるを得なくなり、会期切迫の折柄本法案は審議未了となる公算が大であり、そのため起る社会問題は甚だ憂うべき状態なので、修正案は正式決定とせず、申合せ事項として今後客觀情勢の変化があり、その必要と余裕があつたら改めて考慮することを申合せた次第です。

処理せられるよう決定した次第でござります。ここに本委員会としては特別
被害復旧臨時措置法案の今期国会成立を切望するから、これが達成のため万
全を尽されんことを委員長より衆議院通産委員長に然るべく御連絡あらんこ
とを要望いたします。以上御報告申上
げます。

○委員長(高橋啓君) 只今小委員長の
報告がありましたが、衆議院に対する
本法案の今期国会通過の要望の決定報
告がありました。これは前からも実
態調査もいたしておりますし、その報
告書も皆さん御承知であろうと思いま
すが、これをどういたしましようか。
若し今小委員長の報告のよう、本國
会に通過させるということについて衆
議院の委員長に対しこの旨を委員長
から通達したいと思うのであります
が、如何計らいましよつか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) 御異議ありません
んければ、私から衆議院の委員長にそ
の旨を通達いたすことにしておきます…
ちよつと速記を止めへ。

〔速記中止〕

○委員長(高橋啓君) 速記を始めて
それでは先づ火薬類取締法案を議題と
いたします。質疑は終了しております
たが、吉田委員から特に発言を留保さ
れてありますから、この際吉田委員が
ら発言願います。

○吉田清晴君 前回下條委員から質問
がなされておりまして、いわば補足的
にということです。発言を留保いたしました
ので、少し補足を越すかも知れませ
んが、質疑の落ちている点もあるよ
うでありますから、その点御了承を頂

いて質疑をいたしたいと思います。
この火災廃棄物取締法案全部を読んで見まして、最近作られております同種の法律、或いはその目的の点から似ておりますが、鉱山保安法或いは労働安全衛生規則のようなものに比べまして、この法律が前の法律を最小限度に直しますが、鉱山保安法或いは労働安全法の目的にいたしましても、或は規定の仕方にして、足りないところ、或いはどうかと思われるような点が大分あるような感じを私は持つわけあります。

運用がなされる危険性もあるよう考
えております。第一条に目的のところ
に書いてあります、公共の安全とい
う言葉がしばらく出て参りますので、
その点も少し具体的に鉱山保安法の
ように規定する意思はないのかどう
か、先ずお尋ねを申上げます。

○政府委員(宮澤靖君) 只今吉田さん
からお尋ねの点につきましては、この
委員会でしばらく御質問がありまし
た。本法は御指摘のように、或いは旧
反対關係の法令を取まとめたもので、
大した改正ではないのではないかといふ
御指摘もありましたが、これは暫く別
といたしまして、この公共の安全とい
うこととは専ら災害防止という観念を対
象としたしたことでありまして、その
他の法令にありまするような広義な公
共の安全ということを意味しております
せん。その面は災害防止ということにな
ら重点が置かれてるのであります。
尚この点につきましては、担当の
化學局長から詳しい御説明を申上げま
す。

○政府委員(長村貞一) 只今お尋ねの
公共の安全の考え方でござりますけれ
ども、これは御質問中にもございまし
たように、現在の銃砲火薬類取締法、
その根本の狙いは、結局火薬という一
種の爆発の危険性を持つもの、これに
よつて事故が起る、或いは災害が起る
ということになりますると、單にたまた
まその災害の起つた極く限られた場
所における或る事故だけでなく、ひ
いては一般に安全を脅かすという結果
にも相なりますので、さような見地か
ら災害の防止、これを又他の方から見
ますると、公共の安全の確保、こうい
う結果に相成ると考えまして、この点

から災害の防止、公共の安全を確保するということに規定しておるのでござります。決して一般的の治安確保のためにはこれを使うというような趣旨は毛頭持つておらんものであります。

○吉田法晴君 そうすると、災害の防止と無関係に公共の安全ということについて考えられないということは、私が申上げた通りであります。これは一つの概念論になるかも知れませんけれども、火薬というものが造られまして、これが或いは貯蔵せられ、或いはこれが消費地まで運搬せられ、或いは消費する場所におきまして消費せられる、この一連の経過を見ますると、事故の発生の結果、単にその場所だけで或る事故が起るということではなく、ひいてはその附近一般の安全性に大きな影響を及ぼすこともありますのであります。そして、一般の安全に影響を及ぼすその安全を確保するという見地から取締をいたしますることも、やはりこの火薬類の取締の一つの大眼めであらねばならんと思うのであります。かような点から災害の防止、公共の安全の確保という考え方を公共に持つて来て一条を考えておる、こういうわけであります。

○吉田法晴君 そうしますと、先般下委員から言わされましたように、一般の安全以外に公共の安全はない、公共の安全といふ言葉の悪用というか運用

いうような解釈の下に非民主的な法のう結果に相成ると考えまして、この点

の安全という言葉の悪用というか通用

上そういう治安維持のために云々といふような無駄のあります運用のないよう、保障の方法を考えて貰いたい。こういう希望を申述べるに止めまして、尙下各委員の述べられましたことに関連いたしますが、或いは

別といたしまして、現段階におきましては御心配の点はないとかのように考えまして、只今のよつたな法律案を提出いたしておるような次第でございます。

りすべきではないか。それが第三、それから第四にその輸出入について、具体的に申しますと、或いは何と申しますか、これを報告するというような報告をしなければならんというよ^ウうな、報告の制度をはつきりすべきでは

りまして、実際の効果は許可主義を布しておると同じような状況になつておりますが、そのようなことは、都道府県知事となつておる問題につきましては、これもやはり御指摘の公共の安全、危害の防止災害の防止、といふこと

ります。その点も多少意見の違ひがあると、こうことで先に進みますが、火薬の運搬、これは二十五条、それから消費許可を都道府県知事宛にしなければならないというようになつておりますが、

○政府委員(吉田謙吾君) お尋ねの点につき、
極御尤もだと存じますが、御承知の通り
り、只今の国情下におきましては、ボ
ツダム政令によりまして、兵器、弾薬等
の製造といふものは嚴重に禁止せらる
ておりますて、その火薬の中のいわゆ
る産業火薬、極めて狭い面におきます
るものだけ通商産業大臣の許可によ
りまして認める。かよいうな状況になつて
おりますので、或いは本法の中に、御
指摘のような条項を挿入すれば一層明
瞭かと思うのでありますが、ボツダム
勅令の禁止規定に明瞭であります
で、又日本が独立国家となつた場合は

されると都道府県知事室にかけてお話をされ
けであります。が、輸出入の実態からう
えましたならば、通産大臣宛に規定はせ
らるべきではないか。それが二つ、そ
れから輸入の目的を明かにして、国内
の需要に基かずしてはこの輸入をすべき
きではないというように、公共の安全を
ということが問題となり得るのであ
りますけれども、公共の安全といふこと
は、先程言わされましたような一般的の
災害の防止ということではなくて、そ
こには如何よろしく解釈し得ることに
なつておる。むしろ具体的に国内の需
給関係なら需給関係といふ点をはつきり

として、輸出の一苦労を貰ひ得るのをいたしますれば、「これは極めて平和的のものでありますて、排除いたすべきものではないと、かように考へまつて、而もそれが弊害ある面に行くことにつきましては、外國の貿易に關します管規法、この面で嚴重に規制せられておりますので、輸出については外貨の割当その他の問題、特に日本との産業の開発の面におきまして、貧弱となる産業に対しまして外部からの圧迫を受けるということを排除いたしたい意味におきまして許可証を取つてお次第であります。許可届出となつてお

につきましては、只今政務次官からの御答弁がありましたように、貿易関係上の管理方面の制度からその方面的の更に締りができるわけでございます。

○吉田法晴君 その点は外の場合にも出て参りますけれども、この法律を見てみると、この法律を読んだだけでは分らんと、外の制度、法律を見なければ理解できないというような点がありますので、その点はこの法案の欠点がと思うのですが、実態をありのままに出した方がいいのじないかという意味も含めて私の質問を申述べたのです。

で一々持つて行くことは煩に堪えんといふ実情もあるうと思ひますので、その辺のことは、尙これを施行いたしまして、今までによく検討いたしまして、或いは現在の府県の地方事務所、或いは市町村長あたりに実際の仕事を委せると、いうことで、実情に即した運営をやつて行きたいと思つております。

は使用されること以外の点を保障しないと、こういうのがその底に流れておるあればと思うのであります。憲法に規定されておりまつた日本の平和主義、それをこの第一条ではつきりするという件について、従来のこの法律の、規定の目的の場合に、或いは趣旨、精神を第一条に盛るという例もよくあるのであります。そういうこれを何人と雖も戦争に使用し、又は使用せしめる目的を以て火薬類を製造し、又販売或いは輸出入してはならんといふような規定を挿入する御意思はなかつたのですか。

て、法は今後相當長い期間のことを考えなければなりませんので、講和後においてもこの法案としてこれが十分であるかどうかという点について、先程のような疑問を申上げたのであります。意見が違つておる。はつきり入れた方がいいということだけ申上げて、次に第二十四条であります。第二十四条について、これは多少論議せらわちたかも知らんと思いますが、火薬類の輸入については許可制になつておるが、輸出については届出主義になつておる。これは輸出入とも許可制にすべきではないか。それからもう一つ、い

といふものは、御承知のように以今の産業開発の面におきまして、主として年間の生産計画を立てまして、そこでこれを関係方面的の承認を得まして、その生産を遂行して参るような状況になつておるのであります。外國為替及び外國貿易の管理法におきまして、火薬の輸出についても許可を与えるようになつておる品目に掲げられております。而もこの法律は事実的の意味は少しも持つておりません。而も産業火薬、平和的火薬というようなものが、日本の年間生産計画の中に織り込まれ

からお咎を申しますが、正しかつて
います。この法律自身は先程も申しま
したように、災害防止のための瓦礫
一本槍の法律でございます。従つて輸
出制度、或いは輸入の制度もすべて取
締り的見地から必要最少限度の規定を
しておるというわけでございます。輸
入の場合には予め国内で火薬が作られ
て、国内で火薬の量が殖えるというの
と同じような状態に立つて いますので
、この製造と同趣旨におきまして、
輸入の許可を認める。輸出の場合は、
これが国内から出て行きますので、こ
の法律では革なる届出だけで足りると

がなくて動けんという場合も起つて参ると思うのですが、そういう場合について実際にはどうするだらうといふ考え方なり議論があるかと思いますけれども、法の上にはつきり出ておりませんで、運用上困る問題が起つて参ると思うのですが、その点については、具体的にどういう工合に法律に処置されるのか伺つて置きたい。

○政府委員(長村貞一君) 法律上は都道府県知事に届出て、或いは許可を受けることになつておりますが、今お示しの運搬の問題、或いは消費の問題等につきましては、風呂の場合は県土ま

上そういう治安維持のために云々といふような惡弊のあります運用のないよう、保障の方法を考えて貰いたい。こういう希望を申述べるに止めまして、尙下委員の述べられましたこと、閑連いたのですが、或いは火薬類の製造を日本人或いは日本法人に限つたらどうか、こういふような問題もありましたが、言わせておる本當の点を端的に申しますならば、火薬類が平和産業の目的以外に作られ、或いは別といたしまして、現段階におきましても御心配の点はないとか、ようじ考えまして、只今のような法律案を提出いたしておるような次第でござります。

○委員長(高橋馨君) この程度ですか。

○吉田法晴君 まだ大分あるのです。が……その点についてここれは意見の相違だということにして置きました。今のような状態ばかりでなく

りすべきではないか。それが第三、それから第四にその輸出入について、具体的に申しますと、或いは何と申しますか、これを報告するというような報告をしなければならんというよ^うな、報告の制度をはつきりすべきではないかというように考えられるのです。

○政府委員(宮崎寅君) 火薬の輸出入の許可届出の問題につきましても、下条委員からお尋ねがありまして、そ

りまして、実際の効果は許可主義を布いておると同じような状況になつておりますが、そのようなことは、都道府県知事となつておる問題につきましては、これもやはり御指摘の公共交通の安全、危害の防止災害の防止、といふことに重点が置かれておりまして、直接都道府県で担当するものであると考えております。尙そのような細かい点は文化学局長から答弁いたさせます。

○政府委員(宮崎謙君) 只今政務次官

ります。その点は多少意見の違いがあるということで、先に進みますが、火薬の運搬、これは二十条、それから消費二十五条、これについては届出、又は許可を都道府県知事宛にしなければならないというようになつておりますが、実際に運搬をやつておる等の場合において、従来のように警察に届出るといふことができないので、実際にどうするかという、こういうまあ問題が起つて参ると思います。夜中に或る所まで

るわけですが、実際上に支障がなければ

大臣が技術等に関する問題は省令

束縛したりその規定に優先して効力の

式な公聴会が、事務当局でいたしました

であると私は考えるのです。その一つ

の例として、例えば三十九条、これは

危険状態の場合に、「通商産業省令で定める応急の措置を講じなければならぬ。」こういうことが書いてあるの

であります。この法文を読んだ場合に、その応急の措置が何かといふのは、読んだだけでも分らんわけあります。

いわば別に省令を引張り出して来てやらなければならぬ。尚それに専業しております。もその通商産業省令を引張り出して来てやらなければならぬ。尚それに専業しております。もその通商産業省令の細目も知つて、直ちに法規に定められた応急の措置が講ぜられましたよ。うけれども、そうでない場合には、これは省令をひっくり返さなければならぬ、こういうことにもなるわけであります。これが別に省令の細目を知つておきたいと思つておきます。

○政府委員(宮崎謙君) 御意見は御意見で、承わるのに苦かではありませんが、御趣旨のような方向に、いわゆる委任立法の形をとるだけとなるよう

うか、一つ承わりたいと思います。

○政府委員(宮崎謙君) これはお手許

ます。が、できるだけこの法律自体の中に省令に委ねられておりますものを盛り込むことについて、一層の立法技術的な研究をなされる意思はないかど

うれども、そうではない場合には、こ

れは省令をひっくり返さなければならぬ、こういうことにもなるわけであります。

○政府委員(宮崎謙君) 御意見は御意見で、承わるのに苦かではありませんが、御趣旨のような方向に、いわゆる委任立法の形をとるだけとなるよう

うか、一つ承わりたいと思つておきます。

○政府委員(宮崎謙君) これはお手許

ます。が、できるだけこの法律自体の

中に省令に委ねられておりますものを盛り込むことについて、一層の立法技

術的な研究をなされる意思はないかど

うれども、そうではない場合には、こ

れは省令をひっくり返さなければならぬ、こういうことにもなるわけであります。

うことが、むしろ政府の根本的な考え方方であります。

○吉田法晴君 具体的に、例えば技術的基準なら技術的基準、第七条、

第二十六条、第二十七条と規定され

ておりますが、その基準の大要につい

て、どの点を決めるか

これは出て来なければならぬわけであります。

例を挙げて、大体の基準の大要と申しますが、それからそれをどうして決めますか、大体公聴会と申しますが、意見

を聴いて決めるのだと思うのであ

りますが、その決め方について大体

を一つ承つておきたいと思うのであり

ます。

○政府委員(宮崎謙君) これはお手許

ます。が、秘密主義で後で決めるという

相併行して御審議を頂きたいと思いま

して、委員会に資料としてお配りして

あります。が、それを御質問しますれ

ば、大体御了解を頂けることだと存じ

ております。

○委員長(高橋謙君) 方法についてもです

勧善法の第六六十三条に規定してあります未成年者と、それから危険有作業の規定と比べ合せて見て、矛盾する

ように考えられるのであります。六

十三条には、「爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務」とある。そつすると、火薬類を

包装する作業というのは、あれに該当

しゃせんかということを考えられるわ

けであります。が、あるいは具体的にどの

程度のものは矛盾する矛盾しないとい

うことを考えられてこういう規定がな

されておりますか、その点を一つ承

ります。

○政府委員(宮崎謙君) これはお手許

ます。が、秘密主義で後で決めるとい

うことを考えておきたいと思つており

ます。

○政府委員(長村貞一君) この二十二

条の三項では予してござりますのは、この包装というような、全部火薬がで

き上りまして後の梱包といふ、殆んど危険を伴わない作業だけに限定するつ

もりでございます。もとより、労働基準法の規定をこれでは予して貢旨ではな

におきます地方行政委員長の御意見は御尤もの御發言であります。政府は、この御意見をこの機会にこの点につき

おたしましては、本法案作成に当たりました。関係当局とも打合せ運用上十分

なまことには、誠に御指摘通りと存じます。が、本法案の今後の運営において見ましても、特に考慮しなければならないことは、誠に御指摘通りと存じます。が、本法案の今後の運営において見ましても、特に考慮しなければな

まにして、関係当局とも打合せ運用上十分なまことには、誠に御指摘通りと存じます。が、本法案の今後の運営において見ましても、特に考慮しなければな

手数料でございますが、まあ手数料全般に関しても多少問題があるようになります。が、本法案の今後の運営において見ましても、特に考慮しなければな

まにして、関係当局とも打合せ運用上十分なまことには、誠に御指摘通りと存じます。が、本法案の今後の運営において見ましても、特に考慮しなければな

の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(高橋啓君) 御異議はないものと認めます。それでは討論を省略いたします。直ちにこれより採決に入ります。火薬類取締法案に対する採決に入ります。本法案に対し賛成の方は御挙手を願います。

○委員長(高橋啓君) 多数と認めます。よつて原案通り可決いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第百四条によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして御承認願うことにして御異議ございませんか。

○委員長(高橋啓君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして委員長が議院に提出する報告書について多数意見者の署名を付するところになつておりますから、本案を可とされた方へ順次御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

大瀬与兵衛 平岡 市三
境野 清雄 深川 栄左エ門
阿竹清次郎 吉田 法晴
結城 安次 駒井 康平
安次 梶川 義左エ門
○委員長(高橋啓君) 御署名済れはございませんか。御署名済れはないものと認めます。

○境野清雄君 緊急動議を一つお探上

げ願いたいと思うんですが、鉱品貿易公団の總裁の談話が新聞紙上に載つております。それで討論を省略いたします。

易公団の總裁の談話が新聞紙上に載つたと認めます。それでは討論を省略いたします。

ます。

午後一時三十八分散会 出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

下条 勝兵君

吉田 法晴君

平岡 市三君

境野 清雄君

深川 義左エ門君

阿竹清次郎君

鏡田 逸郎君

結城 安次君

鈴木 貞一君

馬場 貞一君

鈴木 貞一君

国土保全、绿化等わが国経済復興に寄与するところ多大であるから、すみやかに坑木防腐について強力な法的措置を講ずるとともに炭鉱側ならびに木材防腐製造会社等に対し特別融資の方法を講ぜられたいとの請願。

第四二〇号 昭和二十五年四月十四日受理

中小企業の危機突破に関する陳情

陳情者 埼玉県川口市長 田中徳

兵衛外三名

川口市の産業は中小企業者による小物機械木型、農機具、軽金属業等が主なるものであるが、經濟九原則の影響を受けて、業界は、いまや恐慌状態を呈し万策尽きて崩壊寸前にあえいでいるから、これら中小企業者の保護救済のため、金融、徵税、放出物資の取扱、官需品の入札制等について適切なる措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十五年五月十六日印刷

昭和二十五年五月十七日發行

參議院事務局

印鑄者 印 刷 庁